

## 「国外転出時課税制度」の創設について

日本の国外転出時課税制度が創設され、2015年7月1日以後に日本から国外転出（国内に住所又は居所を有しないこととなることをいいます。）をする一定の居住者が1億円以上の対象資産を所有等している場合には、その対象資産の含み益に日本の所得税及び復興特別所得税が課税されることとなりました。

また、1億円以上の対象資産を所有等している一定の日本の居住者から、国外に居住する非居住者へ贈与、相続又は遺贈によりその対象資産の一部又は全部の移転があった場合にも、贈与、相続又は遺贈の対象となった対象資産の含み益に日本の所得税及び復興特別所得税が課税されることとなりました。

国外転出時課税制度の対象となる方は、日本の所得税及び復興特別所得税の確定申告等の手続を行う必要があります。また、相続又は遺贈により対象資産を取得した相続人は、相続開始があったことを知った日の翌日から4か月以内に、被相続人に係る日本の所得税及び復興特別所得税の準確定申告書の提出及び納税をする必要があります。なお、納税管理人の届出をするなど一定の手続をすることで、納税猶予制度や税額を減額するなどの措置を受けることができます。

詳しくは、[国税庁ホームページ](#)

（<http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/denshi-sonota/kokugai/01.htm>にリンク設定）をご覧ください。

国税庁ホームページにおいては、申告書・届出書等の諸様式もダウンロードできる他、個別の電話相談が必要な場合の[連絡先](#)

（<http://www.nta.go.jp/shiraberu/sodan/sodanshitsu/9200.htm>にリンク設定）を調べることもできます。

[ホーム](#) > [申告・納税手続](#) > [国外転出時課税制度](#)

## 国外転出時課税制度

### 国外転出時課税制度の創設

平成27年度税制改正により、国外転出時課税制度が創設され、平成27年7月1日以後に国外転出(国内に住所又は居所を有しないこととなることをいいます。)をする一定の居住者が1億円以上の対象資産を所有等している場合には、その対象資産の含み益に所得税及び復興特別所得税が課税されることとなりました。

また、1億円以上の対象資産を所有等している一定の居住者から、国外に居住する親族等(非居住者)へ贈与、相続又は遺贈によりその対象資産の一部又は全部の移転があった場合にも、贈与、相続又は遺贈の対象となった対象資産の含み益に所得税及び復興特別所得税が課税されることとなりました。

#### リーフレット

[「国外転出される方へ 国外転出をする時に、1億円以上の有価証券等を所有等している場合は、所得税の確定申告等の手続が必要となります。」\(PDF/191KB\)](#)

#### FAQ

[国外転出時課税制度 \(FAQ\)\(PDF/564KB\)](#)

#### 通達

[「所得税基本通達の制定について」の一部改正について\(法令解釈通達\)\(平成27年4月23日\)](#)



い。

PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Readerが必要です。Adobe Readerをお持ちでない方は、[Adobeのダウンロードサイト](#)からダウンロードしてください。

# 国外転出時課税制度（FAQ）

平成27年4月  
国税庁

平成27年度税制改正において、「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例」及び「贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例」が創設され、平成27年7月1日から施行されます。

このFAQは、国外転出時課税制度の主な概要を中心に取りまとめたものです。

※ 平成25年から平成49年までの間に生ずる所得についての所得税の確定申告の際には、所得税のほかに、復興特別所得税（原則として各年分の所得税額の2.1%）が課されます。

## 用語の意義

このFAQにおいて使用している用語の意義は、次のとおりです。

用語	意義
所得税法（所法）	所得税法（昭和40年法律第33号）をいいます。
所得税法施行令（所令）	所得税法施行令（昭和40年政令第96号）をいいます。
改正所令	所得税法施行令の一部を改正する政令（平成27年政令第141号）をいいます。
所得税法施行規則（所規）	所得税法施行規則（昭和40年大蔵省令第11号）をいいます。
租税特別措置法（措法）	租税特別措置法（昭和32年法律第26号）をいいます。
国外転出時課税	所得税法第60条の2に規定する「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例」をいいます。
国外転出（贈与）時課税	所得税法第60条の3に規定する「贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例」のうち、贈与によるものをいいます。
国外転出（相続）時課税	所得税法第60条の3に規定する「贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例」のうち、相続又は遺贈によるものをいいます。
国外転出時課税制度	国外転出時課税、国外転出（贈与）時課税及び国外転出（相続）時課税の総称をいいます。
国外転出	国内に住所及び居所を有しないこととなることをいいます。
帰国	国内に住所を有し、又は現在まで引き続いて1年以上居所を有することとなることをいいます。
有価証券等	所得税法第2条第1項第17号に規定する有価証券又は所得税法第174条第9号に規定する匿名組合契約の出資の持分をいいます。
未決済信用取引等	決済していない金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第156条の24第1項に規定する信用取引又は所得税法施行規則第23条の4に規定する発行日取引をいいます。
未決済デリバティブ取引	決済していない金融商品取引法第2条第20項に規定するデリバティブ取引をいいます。
対象資産	国外転出時課税制度の対象となる有価証券等、未決済信用取引等及び未決済デリバティブ取引の総称をいいます。
居住者	国内に住所を有し、又は現在まで引き続いて1年以上居所を有する個人をいいます。
非居住者	居住者以外の個人をいいます。
納税管理人	国税通則法（昭和37年法律第66号）第117条に規定する納税管理人をいいます。

## 目 次

### 【国外転出時課税制度の概要】

- (Q 1) 国外転出時課税制度の概要について教えてください。..... 1

### 【国外転出時課税】

- (Q 2) 国外転出時課税とは、どのような制度ですか。..... 5
- (Q 3) 国外転出時課税は、どのような方が対象となりますか。..... 5
- (Q 4) 国外転出時課税の対象資産には、どのようなものがありますか。..... 6
- (Q 5) 対象資産の価額の合計額が1億円以上となるかどうかについては、いつの価額で判定しますか。..... 6
- (Q 6) 対象資産の価額の合計額が1億円以上となるかどうかの判定に際して、含み損がある有価証券等や譲渡による所得が非課税となる有価証券についても対象資産として含める必要はありますか。..... 7
- (Q 7) 国外転出をすることとなりましたが、いつまでにどのような手続が必要ですか。..... 7
- (Q 8) 国外転出の日から5年以内に帰国する予定ですが、帰国した際に何か手続は必要ですか。..... 8
- (Q 9) 国外転出時課税の申告をする場合で、納税するための資金がないときは、どうすればいいですか。..... 9
- (Q 10) 国外転出時課税の納税猶予の特例の適用を受けるためには、どのような手続が必要ですか。..... 9
- (Q 11) 国外転出時課税の納税猶予の特例の適用を受けるに当たって、担保を提供する必要があると聞きましたが、どのような財産を担保として提供できますか。..... 10
- (Q 12) 納税猶予の特例の適用を受けましたが、納税猶予期間中に国外転出時課税の対象となった有価証券等の一部を譲渡しました。納税の必要はありますか。..... 11
- (Q 13) Q12での有価証券等の譲渡価額が、国外転出の時の価額よりも下落している場合には、国外転出時課税により課税された所得税は減額できますか。..... 12

- (Q14) Q12で有価証券等ではなく、未決済信用取引等又は未決済デリバティブ取引の決済をした場合に、利益の額が国外転出の時の利益の額を下回るときは、課税された所得税は減額できますか。…………… 12
- (Q15) 納税猶予期間が満了した場合、何か手続は必要ですか。…………… 13
- (Q16) 納税猶予期間中に国外転出先の国で対象資産の譲渡等をし、外国所得税を納付しましたが、外国税額控除を適用することはできますか。…………… 13
- (Q17) 国外転出時課税により納税猶予の特例の適用を受けていた方が、納税猶予期間中に亡くなりましたが、納税を猶予されていた所得税はどのようになりますか。…………… 14

## 【国外転出(贈与)時課税】

- (Q18) 国外転出(贈与)時課税とは、どのような制度ですか。…………… 15
- (Q19) 国外転出(贈与)時課税は、どのような方が対象となりますか。…………… 15
- (Q20) 国外転出(贈与)時課税の対象資産には、どのようなものがありますか。…………… 16
- (Q21) 対象資産の価額の合計額が1億円以上となるかどうかについては、いつの価額で判定しますか。…………… 16
- (Q22) 対象資産の価額の合計額が1億円以上となるかどうかの判定に際して、含み損がある有価証券等や譲渡による所得が非課税となる有価証券についても対象資産として含める必要はありますか。…………… 16
- (Q23) 国外転出(贈与)時課税の申告は、いつまでにする必要がありますか。…………… 16
- (Q24) 贈与の日から5年以内に贈与を受けた親族等(非居住者)が帰国しますが、課税関係はどうなりますか。…………… 17
- (Q25) 国外転出(贈与)時課税の納税猶予の特例の適用を受けるためには、どのような手続が必要ですか。…………… 18
- (Q26) 国外転出(贈与)時課税の納税猶予の特例の適用を受けるに当たって、担保を提供する必要があると聞きましたが、どのような財産を担保として提供できますか。…………… 19
- (Q27) 贈与者が納税猶予の特例の適用を受けましたが、納税猶予期間中に国外転出(贈与)時課税の対象となった有価証券等の一部を受贈者が譲渡しました。贈与者は納税の必要はありますか。…………… 19

(Q28) Q27での有価証券等の譲渡価額が、贈与の時の価額よりも下落している場合には、国外転出(贈与)時課税により課税された所得税は減額できますか。.....	20
(Q29) Q27で有価証券等ではなく、未決済信用取引等又は未決済デリバティブ取引の決済をした場合に、利益の額が贈与の時の利益の額を下回るときは、課税された所得税は減額できますか。.....	21
(Q30) 納税猶予期間が満了した場合、何か手続は必要ですか。.....	22
(Q31) 国外転出(贈与)時課税により納税猶予の特例の適用を受けていた方が、納税猶予期間中に亡くなりましたが、納税を猶予されていた所得税はどのようなになりますか。.....	22

## 【国外転出(相続)時課税】

(Q32) 国外転出(相続)時課税とは、どのような制度ですか。.....	23
(Q33) 国外転出(相続)時課税は、どのような方が対象となりますか。.....	23
(Q34) 国外転出(相続)時課税の対象資産には、どのようなものがありますか。.....	24
(Q35) 対象資産の価額の合計額が1億円以上となるかどうかについては、いつの価額で判定しますか。.....	24
(Q36) 対象資産の価額の合計額が1億円以上となるかどうかの判定に際して、含み損がある有価証券等や譲渡による所得が非課税となる有価証券についても対象資産として含める必要はありますか。.....	24
(Q37) 国外転出(相続)時課税の申告は、いつまでにする必要がありますか。.....	25
(Q38) 相続開始の日から5年以内に相続対象資産を取得した非居住者が帰国しますが、課税関係はどうなりますか。.....	25
(Q39) 国外転出(相続)時課税の申告をする場合で、納税するための資金がないときは、どうすればいいですか。.....	26
(Q40) 国外転出(相続)時課税の納税猶予の特例の適用を受けるためには、どのような手続が必要ですか。.....	27
(Q41) 国外転出(相続)時課税の納税猶予の特例の適用を受けるに当たって、担保を提供する必要があると聞きましたが、どのような財産を担保として提供できますか。.....	27

- (Q42) 納税猶予の特例の適用を受けましたが、納税猶予期間中に国外転出（相続）時課税の対象となった有価証券等の一部を譲渡しました。納税の必要はありますか。..... 28
- (Q43) Q42 での有価証券等の譲渡価額が、相続開始の時の価額よりも下落している場合には、国外転出(相続)時課税により課税された所得税は減額できますか。..... 29
- (Q44) Q42 で有価証券等ではなく、未決済信用取引等又は未決済デリバティブ取引の決済をした場合に、利益の額が相続開始の時の利益の額を下回るときは、課税された所得税は減額できますか。..... 29
- (Q45) 納税猶予期間が満了した場合、何か手続は必要ですか。..... 30
- (Q46) 国外転出(相続)時課税により納税猶予の特例の適用を受けていた方が、納税猶予期間中に亡くなりましたが、納税を猶予されていた所得税はどのようなになりますか。..... 31



## 【国外転出時課税制度の概要】

(Q 1) 国外転出時課税制度の概要について教えてください。

(A)

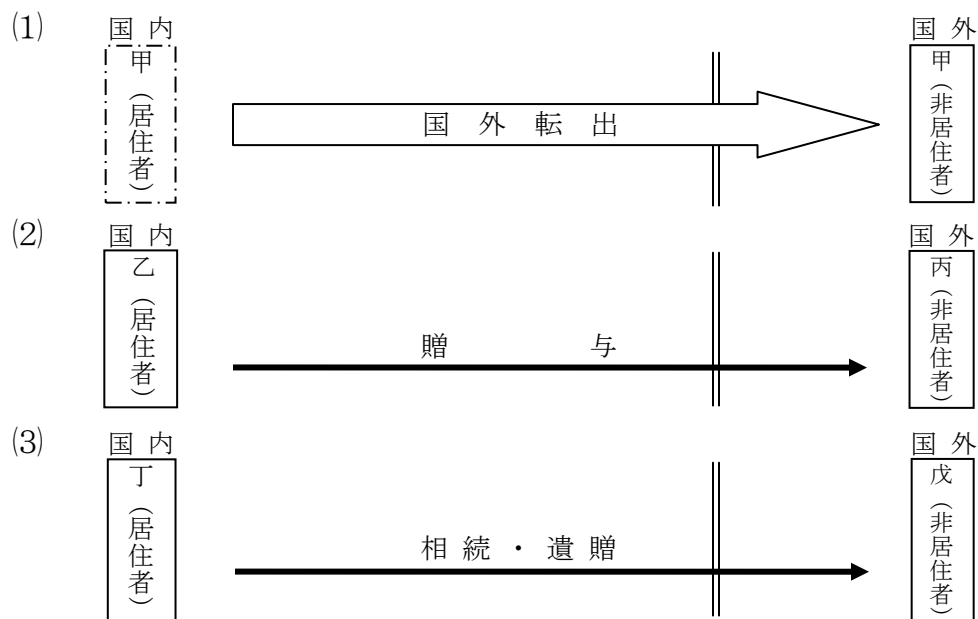
1 国外転出時課税制度は、平成27年度税制改正において創設され（平成27年7月1日施行）、次の(1)から(3)までに掲げる時において、一定の居住者が1億円以上の有価証券や未決済の信用取引などの対象資産（⇒Q 4）を所有等（所有又は契約の締結をいいます。以下同じです。）している場合（この場合の居住者を対象者といいます。以下同じです。）に、次の(1)から(3)までに掲げる時に対象資産の譲渡又は決済（以下「譲渡等」といいます。）があったものとみなし、対象資産の含み益に対して所得税が課税される制度です。

(1) 対象者が国外転出をする時（⇒Q 2～Q17）

(2) 対象者が国外に居住する親族等（非居住者）へ対象資産の一部又は全部を贈与する時（⇒Q18～Q31）

(3) 対象者が亡くなり、相続又は遺贈により国外に居住する相続人又は受遺者が対象資産の一部又は全部を取得する時（⇒Q32～Q46）

### 【イメージ】



(注) (1)では甲が、(2)では乙が、(3)では丁の相続人（包括受遺者を含みます。）が所得税の確定申告（(3)は、丁の準確定申告）をする必要があります。

2 国外転出時課税制度においては、次のとおり、一定の要件の下、減額措置等を受けることができます。

(1) 国外転出時課税

国外転出後の状況	減額措置等	問番号
国外転出の日から5年以内に帰国などした場合	帰国時まで引き続き所有等している対象資産について、国外転出時課税により課された税額を取り消すことができます。	Q 8
納税猶予の特例の適用を受ける場合	納税猶予期間(5年又は10年)の満了まで納税を猶予することができます。	Q 9 ~ 12
納税猶予期間中に譲渡等した際の対象資産の譲渡価額が国外転出の時の価額よりも下落している場合	譲渡等した対象資産について、国外転出時課税により課された税額を減額できます。	Q 13、 14
納税猶予期間の満了日の対象資産の価額が国外転出の時の価額よりも下落している場合	国外転出時から納税猶予期間の満了日まで引き続き所有等している対象資産について、国外転出時課税により課された税額を減額できます。	Q 15
納税猶予期間中に対象資産を譲渡等した際に外国所得税との二重課税が生じる場合	国外転出先の国で納付した外国所得税について、外国税額控除の適用を受けることができます。	Q 16

(注) 納税猶予の特例の適用を受けるためには、国外転出の日までに所轄税務署へ納税管理人の届出書の提出をすることが必須となります。

(2) 国外転出(贈与)時課税

贈与後の状況	減額措置等	問番号
贈与の日から5年以内に受贈者が帰国などした場合	帰国時まで引き続き受贈者が所有等している対象資産について、国外転出(贈与)時課税により課された税額を取り消すことができます。	Q24
納税猶予の特例の適用を受ける場合	納税猶予期間(5年又は10年)の満了まで納税を猶予することができます。	Q25～ 27
納税猶予期間中に譲渡等した際の対象資産の譲渡価額が贈与の時の価額よりも下落している場合	譲渡等した対象資産について、国外転出(贈与)時課税により課された税額を減額できます。	Q28、 29
納税猶予期間の満了日の対象資産の価額が贈与の時の価額よりも下落している場合	贈与の日から納税猶予期間の満了日まで引き続き受贈者が所有等している対象資産について、国外転出(贈与)時課税により課された税額を減額できます。	Q30

(3) 国外転出(相続)時課税

相続又は遺贈後の状況	減額措置等	問番号
相続開始の日から5年以内に対象資産を取得した相続人又は受遺者の全員が帰国などした場合	帰国時まで相続人又は受遺者が引き続き所有等している対象資産について、国外転出(相続)時課税により課された税額を取り消すことができます。	Q38
納税猶予の特例の適用を受ける場合	納税猶予期間(5年又は10年)の満了まで納税を猶予することができます。	Q39～42
納税猶予期間中に譲渡等した際の対象資産の譲渡価額が相続開始の時の価額よりも下落している場合	譲渡等した対象資産について、国外転出(相続)時課税により課された税額を減額できます。	Q43、44
納税猶予期間の満了日の対象資産の価額が相続開始の時の価額よりも下落している場合	相続開始の日から納税猶予期間の満了日まで引き続き相続人又は受遺者が所有等している対象資産について、国外転出(相続)時課税により課された税額を減額できます。	Q45

(注) 納税猶予の特例の適用を受けるためには、相続又は遺贈により対象資産を取得した国外に居住する相続人又は受遺者の全員が、被相続人の準確定申告書の提出期限までに納税管理人の届出書の提出をすることが必須となります。

## 【国外転出時課税】

(Q2) 国外転出時課税とは、どのような制度ですか。

(A)

国外転出時課税は、国外転出をする時点で1億円以上の有価証券や未決済の信用取引などの対象資産(⇒Q4)を所有等している一定の居住者(⇒Q3)に対して、国外転出の時に、次の(1)又は(2)の金額(以下「国外転出の時の価額」といいます。)で対象資産の譲渡等があったものとみなして、その対象資産の含み益に対して所得税が課税される制度で、平成27年7月1日以後に国外転出をする場合に適用されます(所法60の2①～③)。

(1) 国外転出の前に確定申告書の提出をする場合

国外転出予定日から起算して3か月前の日の①有価証券等の価額に相当する金額及び②未決済信用取引等又は未決済デリバティブ取引を決済したものとみなして算出した利益の額又は損失の額に相当する金額の合計額(所法60の2①二、②二、③二)

なお、国外転出予定日から起算して3か月前の日から国外転出までに新たに有価証券等を取得又は未決済信用取引等若しくは未決済デリバティブ取引を契約した場合は、取得時又は契約締結時の価額で対象資産の価額を算定します。

(2) 国外転出後に確定申告書の提出をする場合

国外転出の時の①有価証券等の価額に相当する金額及び②未決済信用取引等又は未決済デリバティブ取引を決済したものとみなして算出した利益の額又は損失の額に相当する金額の合計額(所法60の2①一、②一、③一)

国外転出時課税の対象となる方は、所有等している対象資産の譲渡等があったものとみなして、事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額を計算し、確定申告書を提出するほか、所得税を納付する必要があります。

(Q3) 国外転出時課税は、どのような方が対象となりますか。

(A)

国外転出をする居住者で、次の(1)及び(2)のいずれにも該当する方が、国外転出時課税の対象となります(所法60の2⑤)。

(1) 国外転出の時に所有等している対象資産の価額の合計額が1億円以上であること。

(2) 国外転出の日前10年以内において、国内在住期間が5年を超えていること。

(注) 国内在住期間の判定に当たっては、出入国管理及び難民認定法別表第一の上欄の在留資格（外交、教授、芸術、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、企業内転勤、短期滞在、留学等）で在留していた期間は、国内在住期間に含まないこととされています（所令170②一）。

また、平成27年6月30日までに同法別表第二の上欄の在留資格（永住者、永住者の配偶者等）で在留している期間がある場合は、その期間は国内在住期間に含まないこととされています（改正所令附則8②）。

**（Q4）国外転出時課税の対象資産には、どのようなものがありますか。**

（A）

国外転出時課税の対象資産には、有価証券（株式や投資信託など）、匿名組合契約の出資の持分、未決済の信用取引・発行日取引及び未決済のデリバティブ取引（先物取引、オプション取引など）が該当します（所法60の2①～③）。

**（Q5）対象資産の価額の合計額が1億円以上となるかどうかについては、いつの価額で判定しますか。**

（A）

対象資産の価額の合計額が1億円以上となるかどうかについては、国外転出の時に国外転出をする方が所有等しているQ2の(1)又は(2)に掲げる時（日）の対象資産の金額を基に判定します（所法60の2⑤）。

(Q6) 対象資産の価額の合計額が1億円以上となるかどうかの判定に際して、含み損がある有価証券等や譲渡による所得が非課税となる有価証券についても対象資産として含める必要はありますか。

(A)

対象資産の価額の合計額が1億円以上となるかどうかについては、国外転出の時に含み益があるかどうかにかかわらず、全ての対象資産の価額の合計額で判定します。

また、譲渡による所得が非課税<sup>(注)</sup>となる国債、地方債等の有価証券についても、国外転出時課税の対象資産として金額基準の判定に含める必要があります。

なお、国外で所有等している対象資産についても同様に、国外転出時課税の対象資産として金額基準の判定に含める必要があります。

(注) 国債、地方債等の公社債等の譲渡による所得は、平成28年1月1日から課税対象となります。

(Q7) 国外転出をすることとなりましたが、いつまでにどのような手続が必要ですか。

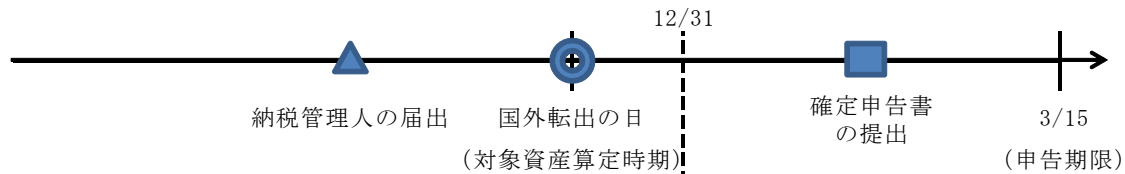
(A)

国外転出時課税の対象となる方が、

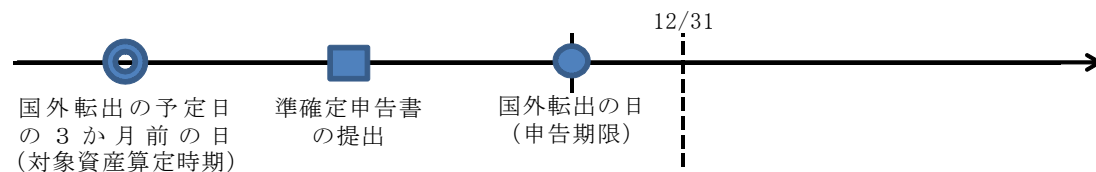
- ① 国外転出の時までに納税管理人の届出をした場合は、国外転出をした年分の確定申告期限までにその年の各種所得に国外転出時課税の適用による所得を含めて確定申告及び納税をする必要があります (所法60の2①一、②一、③一、120①、128)。
- ② 納税管理人の届出をしないで国外転出をする場合は、国外転出の時までに、その年の1月1日から国外転出の時までにおける各種所得について、国外転出時課税の適用による所得を含めて準確定申告及び納税をする必要があります (所法60の2①二、②二、③二、127①、130)。

## 【参考】

### ① 国外転出の時までに納税管理人の届出をする場合



### ② 納税管理人の届出をしないで国外転出をする場合



(Q 8) 国外転出の日から5年以内に帰国する予定ですが、帰国した際に何か手続は必要ですか。

(A)

国外転出時課税の申告をした方が国外転出の日から5年以内に帰国をした場合、その帰国の時まで引き続き所有等している対象資産については、国外転出時課税の適用がなかったものとして、課税の取消しをすることができます(所法60の2⑥一)。

ただし、対象資産の所得の計算につき、その計算の基礎となるべき事実の全部又は一部について、隠蔽又は偽装があった場合には、その隠蔽又は偽装があった事実に基づく所得については、課税の取消しをすることはできません(所法60の2⑥ただし書)。

課税の取消しをするためには、帰国をした日から4か月以内に更正の請求をする必要があります(所法153の2①)。

なお、①国外転出の日から5年以内に国外転出時において有していた対象資産を居住者に贈与した場合や、②国外転出時課税の申告をした方が亡くなり、その亡くなった方が国外転出をした日から5年以内に、その国外転出時において有していた対象資産を相続又は遺贈により取得した相続人又は受遺者の全てが居住者となった場合にも、その贈与、相続又は遺贈により移転のあった対象資産について、国外転出時課税の適用がなかったものとして、課税の取消しをすることができます(所法60の2⑥二、三)。



(注1) 納税猶予の特例の適用を受け、納税猶予の期限を延長する旨の届出書を提出している場合には、国外転出の日から10年以内に上記の帰国などをしたときに、課税の取消しをすることができます(所法60の2⑦)。

(注2) 納税猶予の特例の適用を受けずに国外転出の時までに所得税を納付した方が、5年以内に帰国をした場合に更正の請求を行い所得税が還付されるときには、当該更正の請求があった日の翌日から起算して3か月を経過する日と当該更正の請求に係る更正があった日の翌日から起算して1か月を経過する日とのいずれか早い日の翌日から当該還付の支払決定日又は充当日までの期間について還付加算金が発生します。したがって、納付した日から還付加算金が発生するわけではありません。

**(Q9) 国外転出時課税の申告をする場合で、納税するための資金がないときは、どうすればいいですか。**

(A)

国外転出時課税の申告をする方が、国外転出の時までに納税管理人の届出をするなどの一定の手続を行った場合には、国外転出時課税の適用により納付することとなった所得税について、国外転出の日から5年を経過する日まで納税を猶予することができます(所法137の2①)。手続については、Q10をご覧ください。

また、長期海外滞在が必要な場合は、国外転出の日から5年を経過する日までに納税猶予の期限を延長する旨の届出書を所轄税務署へ提出することにより、納税猶予期限を5年延長(合計10年)することができます(所法137の2②)。

**(Q10) 国外転出時課税の納税猶予の特例の適用を受けるためには、どのような手続が必要ですか。**

(A)

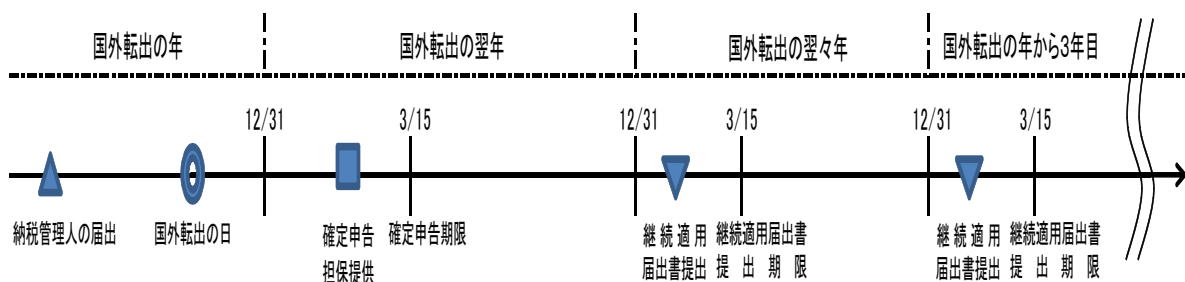
国外転出時課税の納税猶予の特例の適用を受けるためには、まず、国外転出の時までに所轄税務署へ納税管理人の届出をする必要があります。

また、国外転出時課税の申告をする年分の確定申告書に納税猶予の特例の適用を受けようとする旨を記載するとともに、対象資産に関する明細及び納税猶予分の所得税額の計算に関する明細などの書類を添付し、その確定申告書の提出期限までに、納税を猶予される所得税額及び利子税額に相当する担保を提供する必要があります（所法137の2①、③）。

さらに、確定申告書の提出後についても、納税猶予期間中は、各年の12月31日において所有等している対象資産について、引き続き納税猶予の特例の適用を受けたい旨を記載した届出書（継続適用届出書）を同日の属する年の翌年3月15日（土・日曜日の場合は翌月曜日）までに、所轄税務署へ提出する必要があります（所法137の2⑥）。

### 【参考】

#### 納税猶予の手続の流れ



（Q11） 国外転出時課税の納税猶予の特例の適用を受けるに当たって、担保を提供する必要があると聞きましたが、どのような財産を担保として提供できますか。

（A）

国外転出時課税の申告をする方が、国外転出時課税の納税猶予の特例の適用を受けるための担保として提供できる財産は次のとおりです。

- 不動産
- 国債・地方債
- 税務署長が确实と認める有価証券
- 税務署長が确实と認める保証人の保証 など

（国税通則法第 50 条に掲げる財産）

(Q12) 納税猶予の特例の適用を受けましたが、納税猶予期間中に国外転出時課税の対象となった有価証券等の一部を譲渡しました。納税の必要はありますか。

(A)

納税猶予期間中に国外転出時課税の対象となった有価証券等を譲渡した場合、納税猶予分の所得税額のうちその譲渡をした部分の金額に応じた所得税について、納税猶予の期限が確定するため、譲渡の日から4か月以内に、利子税と併せて納付する必要があります(所法137の2⑤、⑫)。

上記の場合に限らず、国外転出時課税の適用を受けた対象資産について譲渡、決済又は贈与があった場合には、納税猶予の期限が確定し、その譲渡、決済又は贈与があった日から4か月以内に利子税と併せて所得税を納付する必要があります。

また、その譲渡、決済又は贈与があった日から4か月以内にその譲渡、決済又は贈与をした対象資産の種類、名称又は銘柄及び単位数並びに納税猶予の期限が確定することとなる所得税の計算に関する明細などを記載した書類を所轄税務署へ提出しなければなりません(所令266の2⑤)。

なお、有価証券等の譲渡価額が国外転出の時の価額よりも下落している場合の取扱いについては、Q13をご覧ください。

(注) 納税猶予期間中に国外転出時課税の対象資産の一部を譲渡、決済又は贈与した場合など、納税猶予の期限が確定した場合には、法定申告期限の翌日から納税猶予期限までの期間について利子税がかかります。

なお、利子税の割合は、年7.3%と特例基準割合<sup>(※)</sup>のいずれか低い割合を適用します(措法93①)。

※ 特例基準割合とは、各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%を加算した割合をいいます。

なお、平成27年における利子税の割合は、年1.8%です。

(Q13) Q12での有価証券等の譲渡価額が、国外転出の時の価額よりも下落している場合には、国外転出時課税により課税された所得税は減額できますか。

(A)

納税猶予期間中に国外転出時課税の対象となった有価証券等を譲渡した場合で、その譲渡価額が国外転出の時の有価証券等の価額よりも下落しているときは、その下落した価額で国外転出の時に譲渡したものとみなして、国外転出時課税の申告をした年分の所得税を再計算することができます(所法60の2⑧一)。

この場合には、その譲渡の日から4か月以内に更正の請求をすることで、所得税を減額することができます(所法153の2②)。

なお、国外転出の時までに納税管理人の届出をしている方が、国外転出時課税の申告期限までに対象資産を譲渡した場合には、その譲渡した対象資産について納税猶予の特例の適用を受けることはできませんが(所法137の2①)、その譲渡価額が国外転出の時の価額よりも下落している場合には、その譲渡価額で国外転出の時に譲渡したものとみなして申告をすることができます(所法60の2⑨)。

(Q14) Q12で有価証券等ではなく、未決済信用取引等又は未決済デリバティブ取引の決済をした場合に、利益の額が国外転出の時の利益の額を下回るときは、課税された所得税は減額できますか。

(A)

納税猶予期間中に国外転出時課税の対象となった未決済信用取引等又は未決済デリバティブ取引の決済をした場合で、その決済時の利益の額が国外転出の時の利益の額を下回るときは、その決済時の額で国外転出の時に決済をしたものとみなして、国外転出時課税の申告をした年分の所得税を再計算することができます(所法60の2⑧二、五)。

また、上記の場合に限らず、次の場合においても、決済時の額で国外転出の時に決済をしたものとみなして所得税を再計算することができます。

(1) 国外転出の時に国外転出時課税の適用により損失が生じ、実際の決済時の損失の額が国外転出の時の損失の額を上回る場合(所法60の2⑧三、六)

(2) 国外転出の時に国外転出時課税の適用により利益が生じ、実際の決済時に損失が生じた場合（所法60の2⑧四、七）

これらの場合には、その決済の日から4か月以内に更正の請求をすることで、所得税を減額することができます（所法153の2②）。

なお、国外転出の時までに納税管理人の届出をしている方が、国外転出時課税の申告期限までに対象資産の決済をした場合には、その決済をした対象資産について納税猶予の特例の適用を受けることはできませんが（所法137の2①）、その決済時の利益の額が国外転出の時の利益の額を下回る場合には、その決済時の額で国外転出の時に決済したものとみなして申告をすることができます（上記(1)及び(2)に掲げる場合も同様に、その決済時の額で申告をすることができます。）（所法60の2⑨）。

**(Q15) 納税猶予期間が満了した場合、何か手続は必要ですか。**

(A)

納税猶予の特例の適用を受けた方は、納税猶予期間の満了日（国外転出の日から5年又は10年を経過する日）までに納税を猶予されていた所得税及び利子税を納付する必要があります（所法137の2①）。

なお、納税猶予期間の満了日において、国外転出の時から引き続き所有等している対象資産の価額が国外転出の時の価額よりも下落している場合には、国外転出の時に納税猶予期間の満了日の価額で譲渡等したものとみなして、国外転出時課税の申告をした年分の所得税を再計算することができます（所法60の2⑩）。

この場合には、納税猶予期間の満了日から4か月以内に更正の請求をすることで、所得税を減額することができます（所法153の2③）。

**(Q16) 納税猶予期間中に国外転出先の国で対象資産の譲渡等をし、外国所得税を納付しましたが、外国税額控除を適用することはできますか。**

(A)

国外転出時課税の申告をした方が、納税猶予期間中に国外転出先の国で対象資産を譲渡等した場合において、国外転出先の国が国外転出時課税による課税に伴

う二重課税を調整しない国であるときは、外国税額控除を適用することで、国外転出時課税により課された所得税と国外転出先の国で課された外国所得税の二重課税を調整することができます（所法95の2）。

国外転出時課税における外国税額控除を適用するためには、外国所得税を納付することとなる日から4か月以内に更正の請求をする必要があります（所法153の5）。

なお、更正の請求をする場合には、更正の請求書に、外国税額控除に関する明細書、外国所得税を課されたことを証する書類その他一定の書類の添付が必要となります（所法95⑤）。

**（Q17） 国外転出時課税により納税猶予の特例の適用を受けていた方が、納税猶予期間中に亡くなりましたが、納税を猶予されていた所得税はどのようになりますか。**

（A）

納税猶予期間の満了までに納税猶予の特例の適用を受けていた方が亡くなられた場合には、納税猶予分の所得税額の納付義務は、納税猶予の特例の適用を受けていた方の相続人が承継することとなります（所法137の2⑬）。

納税猶予の特例の適用を受けていた方の相続人のうち非居住者である方は、相続開始があったことを知った日の翌日から4か月以内に納税管理人の届出をする必要があります（既に納税管理人の届出をしている場合を除きます。）（所令266の2⑧）。

なお、納税猶予の期間については、亡くなった方の残存期間を引き継ぐこととなります（所令266の2⑦）。

## 【国外転出(贈与)時課税】

(Q18) 国外転出(贈与)時課税とは、どのような制度ですか。

(A)

国外転出(贈与)時課税は、贈与をする時点で1億円以上の有価証券や未決済の信用取引などの対象資産(⇒Q4)を所有等している一定の居住者(⇒Q19)が国外に居住する親族等(非居住者)へ対象資産の全部又は一部(以下「贈与対象資産」といいます。)を贈与したときに、贈与対象資産の譲渡等があったものとみなして、その贈与対象資産の含み益に対して贈与者に所得税が課税される制度で、平成27年7月1日以後に行われる贈与について適用されます(所法60の3①~③)。

国外転出(贈与)時課税の対象となる贈与者は、贈与対象資産の譲渡等があったものとみなして、事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額を計算し、確定申告書を提出するほか、所得税を納付する必要があります。

(Q19) 国外転出(贈与)時課税は、どのような方が対象となりますか。

(A)

国外に居住する親族等(非居住者)へ対象資産の全部又は一部の贈与をする居住者で、次の(1)及び(2)のいずれにも該当する方が、国外転出(贈与)時課税の対象となります(所法60の3⑤)。

- (1) 贈与の時に所有等している対象資産の価額の合計額が1億円以上であること。
- (2) 贈与の日前10年以内において、国内在住期間が5年を超えていること。

(注) 国内在住期間の判定に当たっては、出入国管理及び難民認定法別表第一の上欄の在留資格(外交、教授、芸術、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、企業内転勤、短期滞在、留学等)で在留していた期間は、国内在住期間に含まないこととされています(所令170の2①)。

また、平成27年6月30日までに同法別表第二の上欄の在留資格(永住者、永住者の配偶者等)で在留している期間がある場合は、その期間は国内在住期間に含まないこととされています(改正所令附則8②)。

**(Q20) 国外転出(贈与)時課税の対象資産には、どのようなものがありますか。**

(A)

Q 4 の対象資産と同じです。

**(Q21) 対象資産の価額の合計額が1億円以上となるかどうかについては、いつの価額で判定しますか。**

(A)

対象資産の価額の合計額が1億円以上となるかどうかについては、贈与の時に贈与者が所有等している対象資産の次の(1)及び(2)に掲げる時の金額の合計額を基に判定します(所法60条の3⑤)。

(1) 対象資産が有価証券等である場合

贈与の時の有価証券等の価額に相当する金額(所法60条の3①)

(2) 対象資産が未決済信用取引等又は未決済デリバティブ取引である場合

贈与の時に未決済信用取引等又は未決済デリバティブ取引を決済したものとみなして算出した利益の額又は損失の額に相当する金額(所法60条の3②、③)

**(Q22) 対象資産の価額の合計額が1億円以上となるかどうかの判定に際して、含み損がある有価証券等や譲渡による所得が非課税となる有価証券についても対象資産として含める必要はありますか。**

(A)

Q 6 を参照してください。

**(Q23) 国外転出(贈与)時課税の申告は、いつまでにする必要がありますか。**

(A)

国外転出(贈与)時課税の申告をする場合は、贈与者は贈与をした日の属する年分の確定申告期限までに、その年の各種所得に国外転出(贈与)時課税の適用による所得を含めて確定申告及び納税をする必要があります(所法60の3①、②、③、120①、128)。



(Q24) 贈与の日から5年以内に贈与を受けた親族等(非居住者)が帰国しますが、課税関係はどうなりますか。

(A)

贈与対象資産の贈与を受けた非居住者(以下「受贈者」といいます。)が、贈与の日から5年以内に帰国をした場合、その帰国の時まで引き続き所有等している贈与対象資産については、贈与者は、国外転出(贈与)時課税の適用がなかったものとして、課税の取消しをすることができます(所法60の3⑥一)。

ただし、対象資産の所得の計算につき、その計算の基礎となるべき事実の全部又は一部について、隠蔽又は仮装があった場合には、その隠蔽又は仮装があった事実に基づく所得については、課税の取消しをすることはできません(所法60の3⑥)。

課税の取消しをするためには、贈与者は、受贈者が帰国をした日から4か月以内に更正の請求をする必要があります(所法153の3①)。

なお、①贈与の日から5年以内に受贈者が贈与対象資産を居住者に贈与した場合や、②受贈者が亡くなり、その贈与の日から5年以内に、その亡くなった受贈者から相続又は遺贈により贈与対象資産を取得した相続人又は受遺者の全てが居住者となった場合にも、贈与者は、その贈与、相続又は遺贈により移転のあった贈与対象資産について、国外転出(贈与)時課税の適用がなかったものとして、課税の取消しをすることができます(所法60の3⑥二、三)。

(注1) 納税猶予の特例の適用を受け、納税猶予の期限を延長する旨の届出書を提出している場合には、贈与の日から10年以内に受贈者が上記の帰国などをしたときに、課税の取消しをすることができます(所法60の3⑦)。

(注2) 納税猶予の特例の適用を受けずに所得税を納付した方が、5年以内に受贈者が帰国をした場合に更正の請求を行い所得税が還付されるときには、当該更正の請求があった日の翌日から起算して3か月を経過する日と当該更正の請求に係る更正があった日の翌日から起算して1か月を経過する日とのいずれか早い日の翌日から当該還付の支払決定日又は充当日までの期間について還付加算金が発生します。したがって、納付した日から還付加算金が発生するわけではありません。

(Q25) 国外転出(贈与)時課税の納税猶予の特例の適用を受けるためには、どのような手続が必要ですか。

(A)

国外転出(贈与)時課税の申告をする方(贈与者)が、国外転出(贈与)時課税の申告をする年分の確定申告書に納税猶予の特例の適用を受けようとする旨を記載するとともに、対象資産に関する明細及び納税猶予分の所得税額の計算に関する明細などの書類を添付し、その確定申告書の提出期限までに、納税を猶予される所得税額及び利子税額に相当する担保を提供した場合は、国外転出(贈与)時課税により課税された所得税について、贈与の日から5年を経過する日まで納税を猶予することができます(所法137の3①、④)。

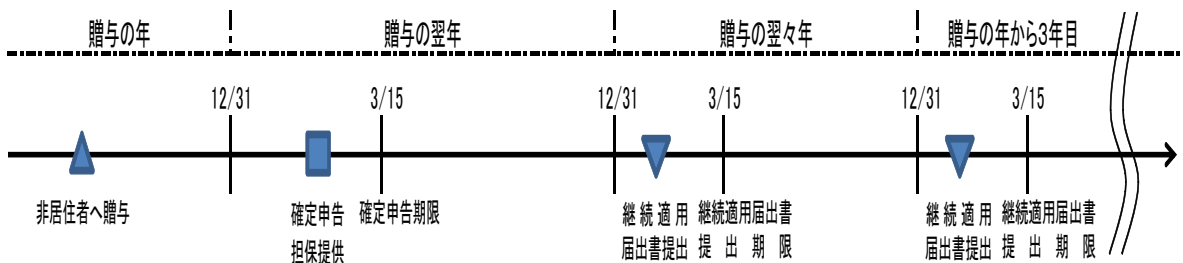
また、贈与者は確定申告書の提出後についても、納税猶予期間中は、各年の12月31日において受贈者が所有等している贈与対象資産について、引き続き納税猶予の特例の適用を受けたい旨を記載した届出書(継続適用届出書)を同日の属する年の翌年3月15日(土・日曜日の場合は翌月曜日)までに、所轄税務署へ提出する必要があります(所法137の3⑦)。

さらに、贈与の日から5年を経過する日までに納税猶予の期限を延長する旨の届出書を所轄税務署へ提出することにより、納税猶予期限を5年延長(合計10年)することができます(所法137の3③)。

(注) 納税猶予の特例の適用を受ける場合は、納税猶予の特例の適用を受ける旨などを受贈者へ連絡することとなります。

## 【参考】

### 納税猶予の手続の流れ



(Q26) 国外転出(贈与)時課税の納税猶予の特例の適用を受けるに当たって、担保を提供する必要があると聞きましたが、どのような財産を担保として提供できますか。

(A)

国外転出(贈与)時課税の申告をする方(贈与者)が、国外転出(贈与)時課税の納税猶予の特例の適用を受けるための担保として提供できる財産は次のとおりです。

- 不動産
- 国債・地方債
- 税務署長が確実と認める有価証券
- 税務署長が確実と認める保証人の保証 など

(国税通則法第 50 条に掲げる財産)

(Q27) 贈与者が納税猶予の特例の適用を受けましたが、納税猶予期間中に国外転出(贈与)時課税の対象となった有価証券等の一部を受贈者が譲渡しました。贈与者は納税の必要はありますか。

(A)

受贈者が納税猶予期間中に国外転出(贈与)時課税の対象となった有価証券等を譲渡した場合、納税猶予分の所得税額のうちその譲渡をした部分の金額に応じた所得税について、納税猶予の期限が確定するため、贈与者は譲渡の日から4か月以内に、利子税と併せて納付する必要があります(所法137の3⑥、⑭)。

上記の場合に限らず、贈与対象資産について受贈者が譲渡、決済又は贈与をした場合には、納税猶予の期限が確定し、贈与者は、その譲渡、決済又は贈与があった日から4か月以内に利子税と併せて所得税を納付する必要があります。

また、贈与者はその譲渡、決済又は贈与があった日から4か月以内にその譲渡、決済又は贈与をした贈与対象資産の種類、名称又は銘柄及び単位数並びに納税猶予の期限が確定することとなる所得税の計算に関する明細などを記載した書類を所轄税務署へ提出しなければなりません(所令266の3⑩)。

なお、その贈与対象資産の譲渡、決済又は贈与をした受贈者は、譲渡、決済又は贈与をした贈与対象資産の種類、銘柄及び数等を譲渡、決済又は贈与があった日から2か月以内に贈与者に対して通知しなければなりません（所法60の3⑨）。

贈与対象資産の譲渡価額が贈与の時の価額よりも下落している場合の取扱いについては、Q28をご覧ください。

(注) 納税猶予期間中に贈与対象資産の一部を受贈者が譲渡、決済又は贈与した場合など、納税猶予の期限が確定した場合には、法定申告期限の翌日から納税猶予期限までの期間について利子税がかかります。

なお、利子税の割合は、年7.3%と特例基準割合<sup>(※)</sup>のいずれか低い割合を適用します（措法93①）。

※ 特例基準割合とは、各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%を加算した割合をいいます。

なお、平成27年における利子税の割合は、年1.8%です。

**(Q28) Q27での有価証券等の譲渡価額が、贈与の時の価額よりも下落している場合には、国外転出(贈与)時課税により課税された所得税は減額できますか。**

(A)

受贈者が、納税猶予期間中に国外転出(贈与)時課税の対象となった有価証券等を譲渡した場合で、その譲渡価額が贈与の時の有価証券等の価額よりも下落しているときは、贈与者はその下落した価額で贈与の時に譲渡したものとみなして、国外転出(贈与)時課税の申告をした年分の所得税を再計算することができます（所法60の3⑧一）。

この場合には、贈与者はその譲渡の日から4か月以内に更正の請求をすることで、所得税を減額することができます（所法153の3②）。

なお、国外転出(贈与)時課税の申告期限までに受贈者が贈与対象資産を譲渡した場合には、贈与者は、その譲渡した贈与対象資産について納税猶予の特例の適用を

受けることはできませんが（所法137の3①）、その譲渡価額が贈与の時の価額よりも下落している場合には、贈与者は受贈者の譲渡価額で贈与の時に譲渡したものとみなして申告をすることができます（所法60の3⑩一）。

**（Q29）Q27で有価証券等ではなく、未決済信用取引等又は未決済デリバティブ取引の決済をした場合に、利益の額が贈与の時の利益の額を下回るときは、課税された所得税は減額できますか。**

（A）

受贈者が、納税猶予期間中に国外転出（贈与）時課税の対象となった未決済信用取引等又は未決済デリバティブ取引の決済をした場合で、その決済時の利益の額が贈与の時の利益の額を下回るときは、その決済時の額で贈与の時に決済したものとみなして、贈与者は国外転出（贈与）時課税の申告をした年分の所得税を再計算することができます（所法60の3⑧二、五）。

また、上記の場合に限らず、次の場合においても、決済時の額で贈与の時に決済をしたものとみなして贈与者は所得税を再計算することができます。

- （1） 贈与の時に国外転出（贈与）時課税の適用により損失が生じ、実際の受贈者の決済時の損失の額が贈与の時の損失の額を上回る場合（所法60の3⑧三、六）
- （2） 贈与の時に国外転出（贈与）時課税の適用により利益が生じ、実際の受贈者の決済時に損失が生じた場合（所法60の3⑧四、七）

これらの場合には、贈与者はその決済の日から4か月以内に更正の請求をすることで、所得税を減額することができます（所法153の3②）。

なお、国外転出（贈与）時課税の申告期限までに受贈者が贈与対象資産の決済をした場合には、贈与者はその決済をした贈与対象資産について納税猶予の特例の適用を受けることはできませんが（所法137の3①）、その決済時の利益の額が贈与の時の利益の額を下回る場合には、その決済時の額で贈与の時に決済したものとみなして申告をすることができます（上記(1)及び(2)に掲げる場合も同様に、その決済時の額で申告をすることができます。）（所法60の3⑩一）。

**(Q30) 納税猶予期間が満了した場合、何か手続は必要ですか。**

(A)

納税猶予の特例の適用を受けた方(贈与者)は、納税猶予期間の満了日(贈与の日から5年又は10年を経過する日)までに納税を猶予されていた所得税及び利子税を納付する必要があります(所法137の3①)。

なお、納税猶予期間の満了日において、贈与の日から受贈者が引き続き所有等している贈与対象資産の価額が贈与の時の価額よりも下落している場合には、贈与者は贈与の時に納税猶予期間の満了日の価額で贈与対象資産を譲渡等したものとみなして、国外転出(贈与)時課税の申告をした年分の所得税を再計算することができます(所法60の3⑩)。

この場合には、贈与者は納税猶予期間の満了日から4か月以内に更正の請求をすることで、所得税を減額することができます(所法153の3③)。

**(Q31) 国外転出(贈与)時課税により納税猶予の特例の適用を受けていた方が、納税猶予期間中に亡くなりましたが、納税を猶予されていた所得税はどのようになりますか。**

(A)

納税猶予期間の満了までに納税猶予の特例の適用を受けていた方(贈与者)が亡くなられた場合には、納税猶予分の所得税額の納付義務は、納税猶予の特例の適用を受けていた方の相続人が承継することとなります(所法137の3⑮)。

納税猶予の特例の適用を受けていた方の相続人のうち非居住者である方は、相続開始があったことを知った日の翌日から4か月以内に納税管理人の届出をする必要があります(既に納税管理人の届出をしている場合を除きます。)(所令266の3⑮)。

なお、納税猶予の期間については、亡くなった方の残存期間を引き継ぐこととなります(所令266の3⑭)。

## 【国外転出(相続)時課税】

(Q32) 国外転出(相続)時課税とは、どのような制度ですか。

(A)

国外転出(相続)時課税は、相続開始の時点で1億円以上の有価証券や未決済の信用取引などの対象資産(⇒Q4)を所有等している一定の居住者(⇒Q33)が亡くなり、国外に居住する相続人又は受遺者(以下「非居住者である相続人等」といいます。)がその相続又は遺贈により対象資産の全部又は一部(以下「相続対象資産」といいます。)を取得した場合は、その相続又は遺贈の時に取得した相続対象資産について譲渡等があったものとみなして、相続対象資産の含み益に対して被相続人に所得税が課税される制度で、平成27年7月1日以後の相続又は遺贈について適用されます(所法60の3①～③)。

国外転出(相続)時課税の対象となる方(以下「適用被相続人等」といいます。)の相続人は、相続対象資産の譲渡等があったものとみなして、事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額を計算し、適用被相続人等の準確定申告書を提出するほか、所得税を納付する必要があります。

(Q33) 国外転出(相続)時課税は、どのような方が対象となりますか。

(A)

次の(1)及び(2)のいずれにも該当する居住者が亡くなった場合に、その相続又は遺贈により非居住者である相続人等が相続対象資産を取得したときは、国外転出(相続)時課税の対象となります(所法60の3⑤)。

- (1) 相続開始の時に所有等している対象資産の価額の合計額が1億円以上であること。
- (2) 相続開始の日前10年以内において、国内在住期間が5年を超えていること。

(注) 国内在住期間の判定に当たっては、出入国管理及び難民認定法別表第一の上欄の在留資格(外交、教授、芸術、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、企業内転勤、短期滞在、留学等)で在留していた期間は、国内在住期間に含まないこととされています(所令170の2①)。

また、平成27年6月30日までに同法別表第二の上欄の在留資格（永住者、永住者の配偶者等）で在留している期間がある場合は、その期間は国内在留期間に含まないこととされています（改正所令附則8②）。

**（Q34） 国外転出（相続）時課税の対象資産には、どのようなものがありますか。**

（A）

Q4の対象資産と同じです。

**（Q35） 対象資産の価額の合計額が1億円以上となるかどうかについては、いつの価額で判定しますか。**

（A）

対象資産の価額の合計額が1億円以上となるかどうかについては、相続開始の時に適用被相続人等が所有等している対象資産の次の(1)及び(2)に掲げる金額の合計額を基に判定します（所法60条の3⑤）。

(1) 対象資産が有価証券等である場合

相続開始の時の有価証券等の価額に相当する金額（所法60の3①）。

(2) 対象資産が未決済信用取引等又は未決済デリバティブ取引である場合

相続開始の時に未決済信用取引等又は未決済デリバティブ取引を決済したものとみなして算出した利益の額又は損失の額に相当する金額（所法60の3②、③）

**（Q36） 対象資産の価額の合計額が1億円以上となるかどうかの判定に際して、含み損がある有価証券等や譲渡による所得が非課税となる有価証券についても対象資産として含める必要はありますか。**

（A）

Q6を参照してください。



**(Q37) 国外転出(相続)時課税の申告は、いつまでにする必要がありますか。**

(A)

国外転出(相続)時課税の申告をする場合は、適用被相続人等の相続人は、相続開始があったことを知った日の翌日から4か月を経過した日の前日までに、その年の各種所得に国外転出(相続)時課税の適用による所得を含めて適用被相続人等の準確定申告及び納税をする必要があります(所法60の3①、②、③、125①、129)。

**(Q38) 相続開始の日から5年以内に相続対象資産を取得した非居住者が帰国しますが、課税関係はどうなりますか。**

(A)

相続対象資産を取得した非居住者である相続人等が、相続開始の日から5年以内に帰国をした場合、その帰国の時まで引き続き所有等している相続対象資産については、適用被相続人等の相続人は、適用被相続人等の国外転出(相続)時課税の適用がなかったものとして、課税の取消しをすることができます(所法60の3⑥一)。

相続対象資産を取得した非居住者である相続人等が複数いる場合には、その非居住者である相続人等の全員が帰国をしたときに、課税の取消しをすることができます。

ただし、対象資産の所得の計算につき、その計算の基礎となるべき事実の全部又は一部について、隠蔽又は仮装があった場合には、その隠蔽又は仮装があった事実に基づく所得については、課税の取消しをすることはできません(所法60の3⑥)。

課税の取消しをするためには、適用被相続人等の相続人は、相続対象資産を取得した非居住者である相続人等の全員が帰国をした日から4か月以内に更正の請求をする必要があります(所法153の3①)。

なお、①相続開始の日から5年以内に相続対象資産を取得した非居住者である相続人等がその相続対象資産を居住者に贈与した場合や、②相続対象資産を取得した非居住者である相続人等が亡くなり、適用被相続人等の相続開始の日から5年以内に、その亡くなった非居住者である相続人等から相続対象資産を取得した相続人又は受遺者の全てが居住者となった場合にも、適用被相続人等の相続人は、その贈与、相続又は遺贈により取得した相続対象資産について、国外転出(相続)時課税の適用

がなかったものとして、課税の取消しをすることができます（所法60の3⑥二、三）。

(注1) 納税猶予の特例の適用を受け、納税猶予の期限を延長する旨の届出書を提出している場合には、相続開始の日から10年以内に非居住者である相続人等が上記の帰国などをしたときに、課税の取消しをすることができます（所法60の3⑦）。

(注2) 納税猶予の特例の適用を受けずに所得税を納付した方が、5年以内に非居住者である相続人等の全員が帰国をした場合に更正の請求を行い所得税が還付されるときには、当該更正の請求があった日の翌日から起算して3か月を経過する日と当該更正の請求に係る更正があった日の翌日から起算して1か月を経過する日とのいずれか早い日の翌日から当該還付の支払決定日又は充当日までの期間について還付加算金が発生します。したがって、納付した日から還付加算金が発生するわけではありません。

**(Q39) 国外転出(相続)時課税の申告をする場合で、納税するための資金がないときは、どうすればいいですか。**

(A)

相続対象資産を取得した非居住者である相続人等が、国外転出(相続)時課税の申告期限までに納税管理人の届出をするなど一定の手続を行った場合には、適用被相続人等の相続人は国外転出(相続)時課税の適用により納付することとなった所得税について、相続開始の日から5年を経過する日まで納税を猶予することができます（所法137の3②）。手続については、Q40をご覧ください。

また、相続開始の日から5年を経過する日までに納税猶予の期限を延長する旨の届出書を所轄税務署へ提出することにより、納税猶予期限を5年延長（合計10年）することができます（所法137の3③）。

**(Q40) 国外転出(相続)時課税の納税猶予の特例の適用を受けるためには、どのような手続が必要ですか。**

(A)

納税猶予の特例の適用を受けるためには、まず、相続対象資産を取得した非居住者である相続人等の全員が国外転出(相続)時課税の申告期限(相続開始があったことを知った日の翌日から4か月を経過した日の前日)までに納税管理人の届出をする必要があります。

また、適用被相続人等の相続人は、国外転出(相続)時課税の申告をする準確定申告書に納税猶予の特例の適用を受けようとする旨を記載するとともに、対象資産に関する明細及び納税猶予分の所得税額の計算に関する明細などの書類を添付し、その準確定申告書の提出期限までに、納税を猶予される所得税額及び利子税額に相当する担保を提供する必要があります(所法137の3②、④)。

さらに、適用被相続人等の相続人は、適用被相続人等の準確定申告書の提出後についても、納税猶予期間中は、各年の12月31日において相続対象資産を取得した非居住者である相続人等が所有等している相続対象資産について、引き続き納税猶予の特例の適用を受けたい旨を記載した届出書(継続適用届出書)を同日の属する年の翌年3月15日(土・日曜日の場合は翌月曜日)までに、所轄税務署へ提出する必要があります(所法137の3⑦)。

**(Q41) 国外転出(相続)時課税の納税猶予の特例の適用を受けるに当たって、担保を提供する必要があると聞きましたが、どのような財産を担保として提供できますか。**

(A)

国外転出(相続)時課税の申告をする方(適用被相続人等の相続人)が、国外転出(相続)時課税の納税猶予の特例の適用を受けるための担保として提供できる財産は次のとおりです。

- 不動産
- 国債・地方債
- 税務署長が確実と認める有価証券

○ 税務署長が確実と認める保証人の保証 など

(国税通則法第 50 条に掲げる財産)

(Q42) 納税猶予の特例の適用を受けましたが、納税猶予期間中に国外転出(相続)時課税の対象となった有価証券等の一部を譲渡しました。納税の必要はありますか。

(A)

相続対象資産を取得した非居住者である相続人等が、納税猶予期間中に国外転出(相続)時課税の対象となった有価証券等を譲渡した場合、納税猶予分の所得税額のうちその譲渡をした部分の金額に応じた所得税について、納税猶予の期限が確定するため、適用被相続人等の相続人は、譲渡の日から 4 か月以内に、利子税と併せて納付する必要があります(所法137の3⑥、⑭)。

上記の場合に限らず、非居住者である相続人等が相続対象資産について譲渡、決済又は贈与をした場合には、納税猶予の期限が確定し、適用被相続人等の相続人は、その譲渡、決済又は贈与があった日から 4 か月以内に利子税と併せて所得税を納付する必要があります。

また、適用被相続人等の相続人は、その譲渡、決済又は贈与があった日から 4 か月以内にその譲渡、決済又は贈与をした相続対象資産の種類、名称又は銘柄及び単位数並びに納税猶予の期限が確定することとなる所得税の計算に関する明細などを記載した書類を所轄税務署へ提出しなければなりません(所令266の3⑩)。

なお、相続対象資産の譲渡価額が相続開始の時の価額よりも下落している場合の取扱いについては、Q43をご覧ください。

(注) 納税猶予期間中に相続対象資産の一部を譲渡、決済又は贈与した場合など、納税猶予の期限が確定した場合には、法定申告期限の翌日から納税猶予期限までの期間について利子税がかかります。

なお、利子税の割合は、年7.3%と特例基準割合<sup>(※)</sup>のいずれか低い割合を適用します(措法93①)。

※ 特例基準割合とは、各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の

前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%を加算した割合をいいます。

なお、平成27年における利子税の割合は、年1.8%です。

**(Q43) Q42での有価証券等の譲渡価額が、相続開始の時の価額よりも下落している場合には、国外転出(相続)時課税により課税された所得税は減額できますか。**

(A)

相続対象資産を取得した非居住者である相続人等が、納税猶予期間中に国外転出(相続)時課税の対象となった有価証券等を譲渡した場合で、その譲渡価額が相続開始の時の有価証券等の価額よりも下落しているときは、適用被相続人等の相続人は、その下落した価額で相続開始の時に譲渡したものとみなして、国外転出(相続)時課税の申告をした年分の所得税を再計算することができます(所法60の3⑧一)。

この場合には、適用被相続人等の相続人は、その譲渡の日から4か月以内に更正の請求をすることで、所得税を減額することができます(所法153の3②)。

なお、国外転出(相続)時課税の申告期限までに相続対象資産を取得した非居住者である相続人等が相続対象資産を譲渡した場合には、適用被相続人等の相続人は、その譲渡した相続対象資産について納税猶予の特例の適用を受けることはできませんが(所法137の3②)、その譲渡価額が相続開始の時の価額よりも下落している場合には、適用被相続人等の相続人は、非居住者である相続人等の譲渡価額で相続開始の時に譲渡したものとみなして申告をすることができます(所法60の3⑩二)。

**(Q44) Q42で有価証券等ではなく、未決済信用取引等又は未決済デリバティブ取引の決済をした場合に、利益の額が相続開始の時の利益の額を下回るときは、課税された所得税は減額できますか。**

(A)

相続対象資産を取得した非居住者である相続人等が、納税猶予期間中に国外転出(相続)時課税の対象となった未決済信用取引等又は未決済デリバティブ取引の決

済をした場合で、その決済時の利益の額が相続開始の時の利益の額を下回るときは、その決済時の額で相続開始の時に決済したものとみなして、適用被相続人等の相続人は、国外転出(相続)時課税の申告をした年分の所得税を再計算することができます(所法60の3⑧二、五)。

また、上記の場合に限らず、次の場合においても、決済時の額で相続開始の時に決済したものとみなして所得税を再計算することができます。

- (1) 相続開始の時に国外転出(相続)時課税の適用により損失が生じ、実際の決済時の損失の額が相続開始の時の損失の額を上回る場合(所法60の3⑧三、六)
- (2) 相続開始の時に国外転出(相続)時課税の適用により利益が生じ、実際の決済時に損失が生じた場合(所法60の3⑧四、七)

これらの場合には、適用被相続人等の相続人は、その決済の日から4か月以内に更正の請求をすることで、所得税を減額することができます(所法153の3②)。

なお、国外転出(相続)時課税の申告期限までに相続対象資産を取得した非居住者である相続人等が相続対象資産の決済をした場合には、適用被相続人等の相続人は、その決済をした相続対象資産について納税猶予の特例の適用を受けることはできませんが(所法137の3①)、その決済時の利益の額が相続開始の時の利益の額を下回る場合には、決済時の額で相続開始の時に決済したものとして申告をすることができます(上記(1)及び(2)に掲げる場合も同様に、決済時の額で申告をすることができます。)(所法60の3⑩二)。

**(Q45) 納税猶予期間が満了した場合、何か手続は必要ですか。**

(A)

納税猶予の特例の適用を受けた方(適用被相続人等の相続人)は、納税猶予期間の満了日(相続開始の日から5年又は10年を経過する日)までに納税を猶予された所得税及び利子税を納付する必要があります(所法137の3②)。

なお、納税猶予期間の満了日において、相続対象資産を取得した非居住者である相続人等が相続開始の日から引き続き所有等している相続対象資産の価額が相続開始の時の価額よりも下落している場合には、相続開始の時に納税猶予期間の満了日の価額で譲渡等したものとみなして、国外転出(相続)時課税の申告をした年分の

所得税を再計算することができます（所法60の3⑩）。

この場合には、適用被相続人等の相続人は、納税猶予期間の満了日から4か月以内に更正の請求をすることで、所得税を減額することができます（所法153の3③）。

（Q46） 国外転出（相続）時課税により納税猶予の特例の適用を受けていた方が、納税猶予期間中に亡くなりましたが、納税を猶予されていた所得税はどのようなになりますか。

（A）

Q31を参照してください。

# 国外転出される方へ

平成27年7月1日から

国外転出をする時に、

1億円以上の有価証券等を所有等している場合は、  
所得税の確定申告等の手続が必要となります。

1億円以上の有価証券等を所有等している方が国外に居住する親族等へ有価証券等の贈与等を行う場合も同様に、所得税の確定申告等の手続が必要となりますので、裏面4をご覧ください。

平成27年度税制改正により、「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例」（以下「国外転出時課税」といいます。）が創設され、平成27年7月1日以後に国外転出（国内に住所又は居所を有しないこととなることをいいます。）をする一定の居住者が1億円以上の有価証券等（以下「対象資産」といいます。）を所有等している場合には、その対象資産の含み益に所得税（復興特別所得税を含みます。以下同じです。）が課税されることとなりました。

国外転出時課税の対象となる方は、所得税の確定申告等の手続を行う必要があります。また、一定の場合、納税猶予制度や税額を減額するなどの措置（以下「減額措置等」といいます。）を受けることができます。いずれの減額措置等も国外転出までに納税管理人の届出書<sup>(※)</sup>を所轄税務署に提出するなどの手続が必須となりますので、ご注意ください。

※ 納税管理人の届出書【<http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinsei/annai/shinkoku/pdf/07.pdf>】は、国税庁ホームページからダウンロードすることができます。なお、税務署にも用意してあります。

## 国外転出時課税の対象者

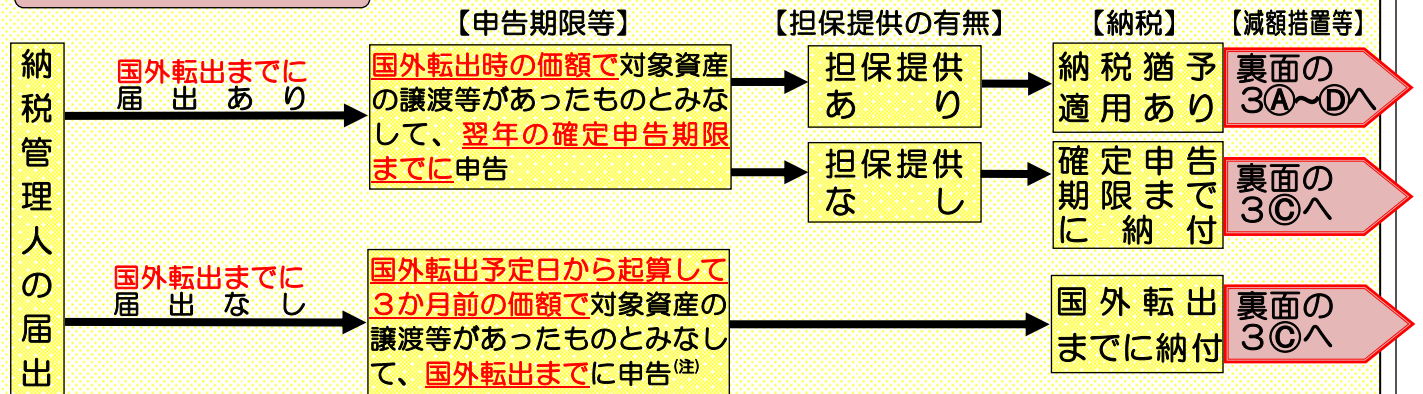
国外転出時において、(1)及び(2)のいずれにも該当する居住者が、国外転出時課税の対象者となります。

- (1) 所有等している対象資産の価額の合計が1億円以上であること。
- (2) 原則として国外転出をする日前10年以内において国内に5年を超えて住所又は居所を有していること。

## 対象資産

有価証券（株式、投資信託等）、匿名組合契約の出資の持分、未決済の信用取引・発行日取引・デリバティブ取引が国外転出時課税の対象資産となります。

## 1 申告納税手続等



(注) 国外転出後に納税管理人の届出をし、申告をするときは、国外転出時の価額で対象資産の含み益について譲渡所得等の申告をする必要があります。この場合には、原則として納税猶予の適用はありません。



税務署

平成27年4月

この社会あなたの税がいきている

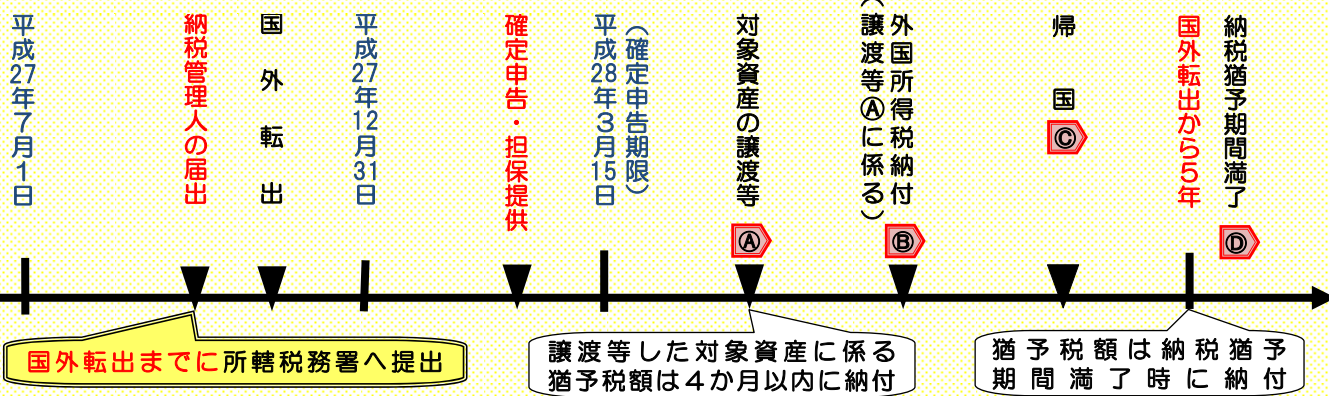


## 2 納税猶予制度

国外転出時までに納税管理人の届出をした方は、確定申告期限までに確定申告書の提出をし、納税猶予分の所得税及び利子税の額に相当する担保を提供することにより、当該所得税の額について納税が国外転出から5年間猶予されます（猶予期間中は、各年の3月15日（土・日曜日の場合は翌月曜日）までに継続届出書の提出が必要です。）。また、長期海外滞在が必要な状況にある場合は、納税猶予期間の延長の届出をすることで、更に5年間納税猶予期間を延長することができます。

（注）納税猶予期間中に対象資産を譲渡するなど一定の事由が生じた場合は、その事由が生じた対象資産に係る猶予税額（猶予されていた期間に対応する利子税の額を含みます。以下同じです。）をその事由が生じた日から4か月以内に納付しなければなりません。

### 【国外転出に当たっての納税猶予手続等の流れ】



## 3 各種減額措置等

上記2の納税猶予制度の適用を受ける場合は、次のA～Dの減額措置等の適用を受けることができます。ただし、納税管理人の解任をした場合や担保不足が生じた場合には、猶予税額の納付が必要になり、減額措置等の適用もなくなります。

	国外転出後の状況	減額措置等	必要な手続
A	譲渡等の際の対象資産の価額が国外転出時よりも下落している場合	譲渡等した対象資産について、国外転出時課税により課された税額を減額できる。	譲渡等の日から4か月を経過する日までに更正の請求
B	国外転出先の国の外国所得税と二重課税が生じる場合 (国外転出先の国において国外転出時課税分の税額が調整されない場合)	納税猶予期間中に対象資産を譲渡等した際、国外転出先の国で納付した外国所得税について、外国税額控除の適用を受けることができる。	外国所得税を納付することとなる日から4か月を経過する日までに更正の請求
C	納税猶予期間（5年又は10年）内に帰国した場合 (納税猶予の適用を受けず、国外転出から5年以内に帰国した場合も含む。)	国外転出時から帰国時まで引き続き有している対象資産について、国外転出時課税により課された税額を取り消すことができる。	帰国した日から4か月を経過する日までに更正の請求
D	納税猶予期間が満了した場合	国外転出時から引き続き有している対象資産について、納税猶予期間が満了した時点で、対象資産の価額が国外転出時よりも下落しているときは、国外転出時課税により課された税額を減額できる。	納税猶予期限から起算して4か月を経過する日までに更正の請求

## 4 国外に居住する親族等へ対象資産の贈与等を行う場合

平成27年7月1日以後、贈与者（原則として贈与の日前10年以内において国内に5年を超えて住所又は居所を有している者で、かつ、贈与時においての表面の「対象資産」を1億円以上所有等している者に限ります。）が、国外に居住する親族等へ表面の「対象資産」の全部又は一部（以下「贈与対象資産」といいます。）の贈与を行うときは、贈与者が贈与時において、贈与対象資産を譲渡等したものとみなし、贈与対象資産の含み益に所得税が課税されることとなりました。

また、国外に居住する相続人等が、被相続人（原則として相続開始日前10年以内において国内に5年を超えて住所又は居所を有している者で、かつ、相続開始時において表面の「対象資産」を1億円以上所有等している者に限ります。）から、相続又は遺贈により、表面の「対象資産」の全部又は一部（以下「相続対象資産」といいます。）を取得するときも、被相続人が相続開始時に相続対象資産を譲渡等したものとみなし、相続対象資産の含み益に所得税が課税されることとなりました。

それぞれの対象となる方は、所得税の確定申告（相続又は遺贈の場合は準確定申告）等の手続を行う必要があります。

- 国税庁ホームページ【[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)】では、確定申告に関する情報を提供しております。
- このリーフレットでお分かりにならない点がありましたら、最寄りの税務署又は電話相談センターにお尋ねください。

[ホーム](#)>[税について調べる](#)>[税についての上手な調べ方](#)>[税についての相談窓口](#)

## 税についての相談窓口

自動音声によりご案内していますので、所轄(又は最寄り)の税務署に電話をかけて、相談内容に応じて該当の番号を選択してください

国税局	都道府県
札幌国税局	北海道
仙台国税局	青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県
関東信越国税局	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 新潟県 長野県
東京国税局	千葉県 東京都 神奈川県 山梨県
金沢国税局	富山県 石川県 福井県
名古屋国税局	岐阜県 静岡県 愛知県 三重県
大阪国税局	滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県
広島国税局	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県
高松国税局	徳島県 香川県 愛媛県 高知県
福岡国税局	福岡県 佐賀県 長崎県
熊本国税局	熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県
沖縄国税事務所	沖縄県

### 聴覚障害者用ファクシミリのご案内

相談室	ファクシミリ番号
札幌国税局 税務相談室	011-261-7675
仙台国税局 税務相談室	022-711-5135
関東信越国税局 税務相談室	048-833-9680
東京国税局 税務相談室	03-3294-4300
金沢国税局 税務相談室	076-231-2310
名古屋国税局 税務相談室	052-951-4614
大阪国税局 税務相談室	06-6773-5400
広島国税局 税務相談室	082-221-9391
高松国税局 税務相談室	087-831-3205
福岡国税局 税務相談室	092-411-0124
熊本国税局 税務相談室	096-359-3771
沖縄国税事務所 税務相談室	098-870-0587

(注)

- 1 このファクシミリは聴くことや話すことが不自由な方の税務相談専用です。
- 2 上記ファクシミリ番号の無断転載はご遠慮ください。
- 3 このファクシミリを利用して、法令に基づく各種申告書、申請書、届出書等は提出できませんのでご注意ください。

---

〒100-8978 東京都千代田区霞が関3-1-1 電話番号03-3581-4161(代表) / Copyright(c)国税庁